

平成30年度 健康維持増進支援事業の実施について

標記の件について、本会では今年度も下記のとおり実施いたします。
会員事業所におかれましては実施要領を十分にご確認のうえ、健康診断
を受診され、期限内の申請をお願いいたします。

健康維持増進支援事業実施要領

- 1. 助成期間** 平成30年3月1日(木)
～平成31年2月28日(木)
- 備考** 平成30年3月1日以降の受診に遡って適用されますので、
既に受診された事業所におかれましては、早めに申請書等を
提出して下さい。締め切り日は、平成31年2月28日(木)
午後5時までとし、期間内に受診しかつ申請した事業所に限
ります。
- 2. 医療機関** 医療機関の指定はありませんが可能な限り、市内医療
機関をご利用下さい。なお、受診の日程・内容につい
ては、各事業所にて各病院へお問い合わせください。
- 3. 対象企業** 従業員20人以下の事業所で、従事する個人事業主
(法人役員は含まれません。) および従業員 (但し、
商工会登録従業員数内) を対象とします。
- 4. 内 容** 一般健康診断を基準とし、助成金額は予算範囲内で、
1人あたり上限2,000円とします。
※助成額については、総予算額を総申請受診者数で割った
金額か、もしくは上限2,000円とした金額です。
※社会保険等の助成金と併用することはできません。
政府管掌社会保険・市健診(特定検診)等は対象外です
※健康診断以外への助成はできません。
- 5. 助成金交付** 平成31年3月末日までに申請書指定口座に振込予定。
※なお、振込手数料は貴社負担となります。
- 6. お問い合わせ** 糸満市商工会 電話992-2816

申請書は裏面をご覧ください

